特定販売に関する書類

|  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 特定販売を行う際に使用する通信手段 | □郵便 | □電子メール | □テレビ電話 | □電話 |  |
| □ＦＡＸ | □アプリケーション | □その他（　　　　　　　　　　　　　　　） |
| 特定販売を行う医薬品の区分 | □第一類医薬品 | □指定第二類医薬品 | □第二類医薬品 |  |
| □第三類医薬品 | □薬局製造販売医薬品（毒薬劇薬を除く） |
| 特定販売を行う時間 |  |  |
| 営業時間のうち特定販売のみを行う時間 |  |  |
| 特定販売を行うことについての広告に、申請書に記載する薬局・店舗の名称と異なる名称を表示するときは、その名称 |  |  |
| 特定販売を行うことについてインターネットを利用して広告するとき | 主たるホームページアドレス（\* 1） |  |  |
| [ | ホームページ閲覧に必要なパスワード等（必要な場合のみ記入）ＩＤ：　　　　　　　　パスワード：  | ] |
| 主たるホームページの構成の概要　（\* 2） |  |  |
| 市長又は厚生労働大臣が特定販売の実施方法に関する適切な監督を行うために必要な設備の概要 （\* 3）（特定販売のみを行う時間がある場合） | □デジタルカメラ | □電話（電話番号：　　　　　　　　 ） |  |
| □電子メール（アドレス：　　　　　　　　　　　　　　　　） |
| □デジタルカメラで撮影した画像を、電子メールに添付して電送するために必要な設備（ケーブル等） |

＜記載時の留意点＞

（\* 1） 主たるホームページアドレス

当該一般用医薬品を購入し、又は譲り受けようとする者等が通常最初に閲覧するホームページ（いわゆる「トップページ」や「メインページ」）のアドレスをいう。（本社や薬局等のトップページのアドレスではなく、当該店舗の医薬品販売サイトのトップページアドレスであること。）

一つの薬局・店舗が複数のホームページを開設している場合には、それらの全ての主たるホームページアドレスの提出が必要。ただし、それら全てのホームページへのリンクをまとめたホームページを開設している場合は、そのホームページアドレスを提出することで差し支えない。

ホームページを開設せず、アプリケーションソフト等を利用して特定販売を行う場合には、当該ソフトの入手方法等に関する資料を代わりに提出すること。

（\* 2） 主たるホームページの構成の概要

「別紙のとおり」とし、ホームページでの医薬品の表示内容や表示すべき事項の表示の状況等が分かるようなホームページのイメージ等の書類を添付すること。

一つの薬局・店舗が複数のホームページを開設している場合には、それらの全てについて関連する書類の添付が必要。

カタログ等を用いて特定販売を行う場合においても、その概要が分かる資料を提出すること。

（\* 3） 適切な監督を行うために必要な設備の概要

特定販売のみを行う時間がある場合のみ記入すること。全ての設備を整備し、☑をいれること。

※店舗の構造設備として備える必要があるため、個人携帯電話等の機能での代用は不可。